

現時点では用地交渉は完了しておらず、第三者による土地の買収等による妨害・トラブル等を避けるため非公開資料とする。

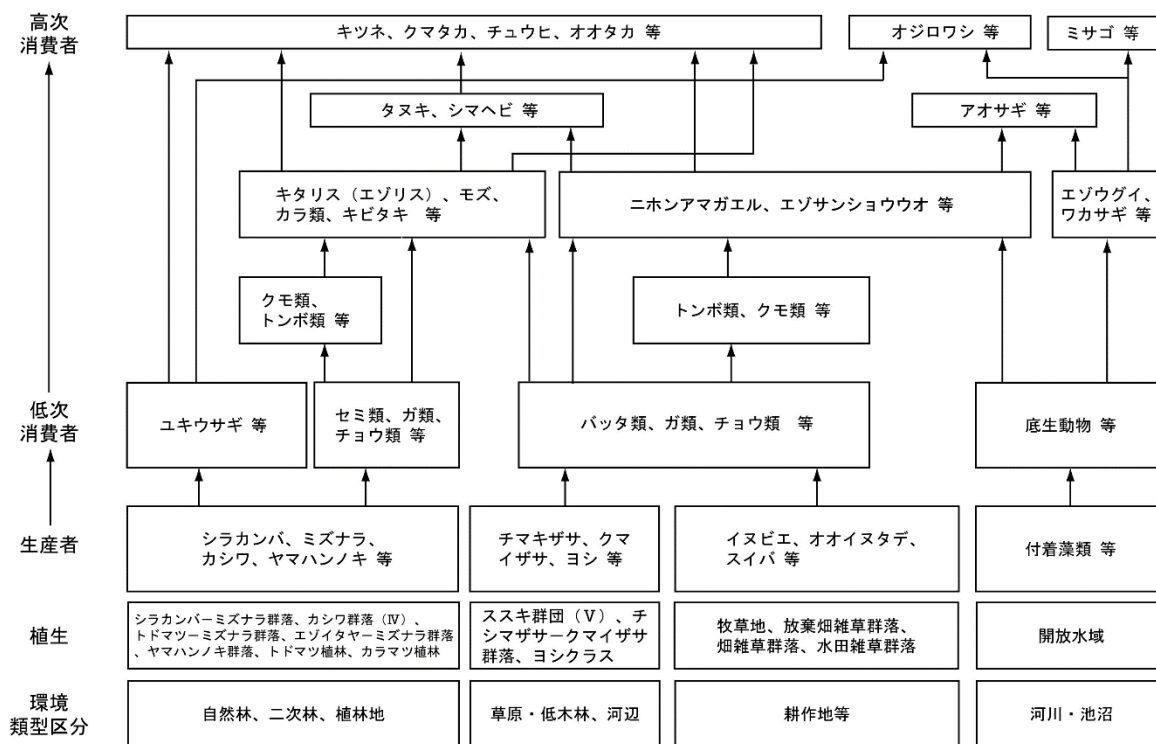


図1 食物連鎖模式図

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

石狩市における令和3年度の上水道の取水状況は表3.2-9のとおりである。対象事業実施区域の周囲において河川の水道用水の取水地点はない。

表 3.2-9 上水道事業の取水状況（令和3年度）

事業名	地表水（千 m ³ ）				地下水（千 m ³ ）			湧水 （千 m ³ ）	浄水受水 （千 m ³ ）	合計 （千 m ³ ）
	ダム直接	ダム放流	湖沼水	表流 （自流）水	伏流水	浅井戸水	深井戸水			
石狩市	0	0	0	1,030	0	0	0	0	5,564	6,594

〔「令和3年度 北海道の水道」（北海道、令和5年）より作成〕

(2) 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲において、望来川、古潭川の河川を農業用水として利用している。

(3) 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周囲において、工業用水の河川の利用はない。

(4) 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周囲には、「漁業法」（昭和24年法律第267号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていない。

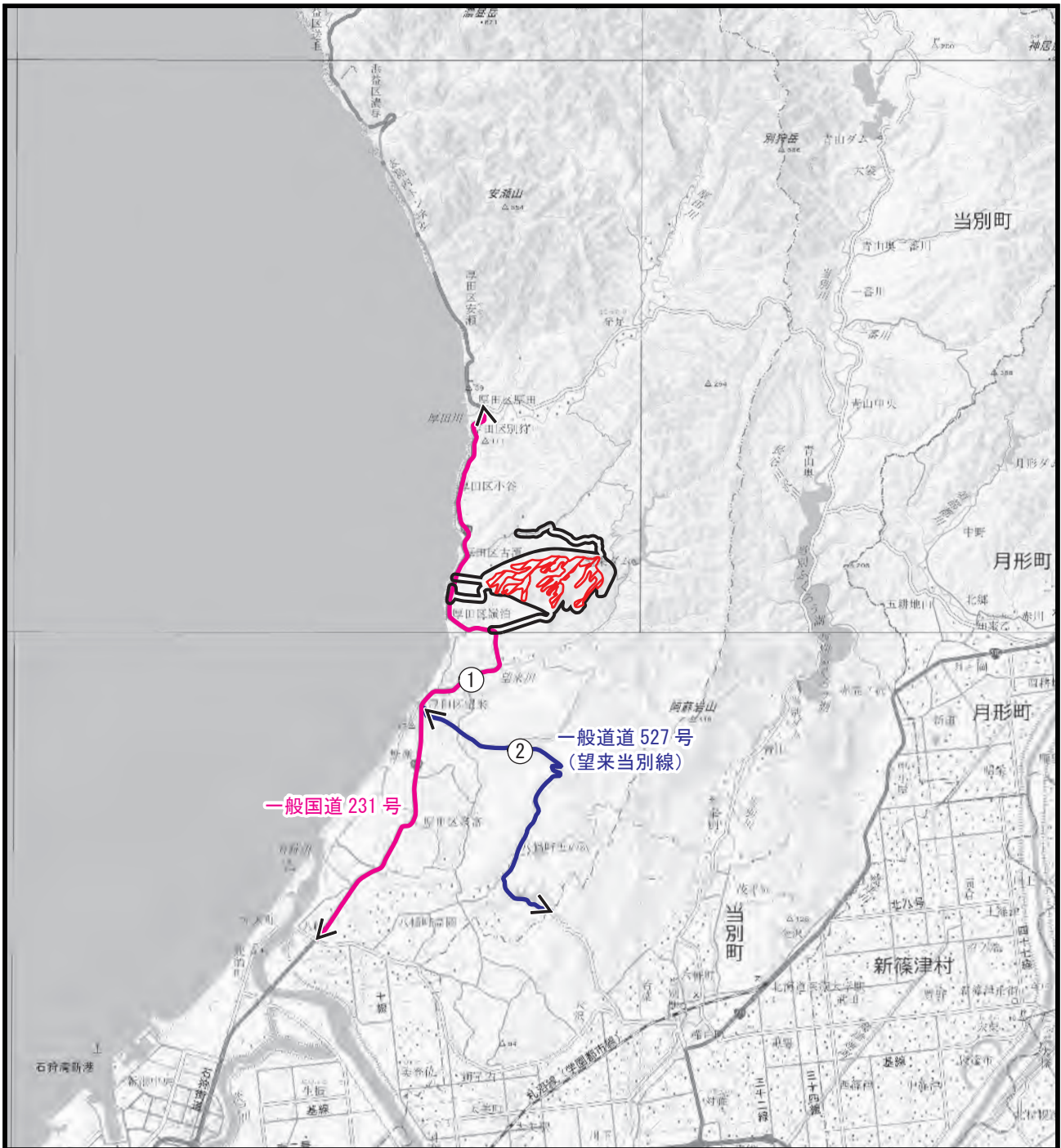
2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用状況






対象事業実施区域及びその周囲には、「港湾法」（昭和25年法律218号、最終改正：令和4年11月18日）に基づく港湾はない。

(2) 漁港の利用状況

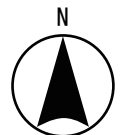
対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は、図3.2-5のとおりであり、第1種漁港（その利用が地元の漁業を主とするもの）として古潭漁港がある。



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  一般国道
-  一般道道
-  観測区間の起点と終点

1:200,000



3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全について配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、福祉施設があげられる。対象事業実施区域及びその周囲における配慮は特に必要な施設は、表 3.2-12 及び図 3.2-9 のとおりである。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 3.0km の位置にある「厚田はまなす園」である。

また、対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の配置の概況は図 3.2-9 のとおりであり、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの住宅等までの距離は約 0.8km である。

表 3.2-12 配慮が特に必要な施設

区 分	施設名	所在地
福祉施設	厚田はまなす園	石狩市厚田区小谷 33-1
	レラ・もうらい	石狩市厚田区望来 96-1

〔「障害福祉サービス等情報検索」（独立行政法人 福祉医療機構 HP、閲覧：令和 6 年 5 月）より作成〕

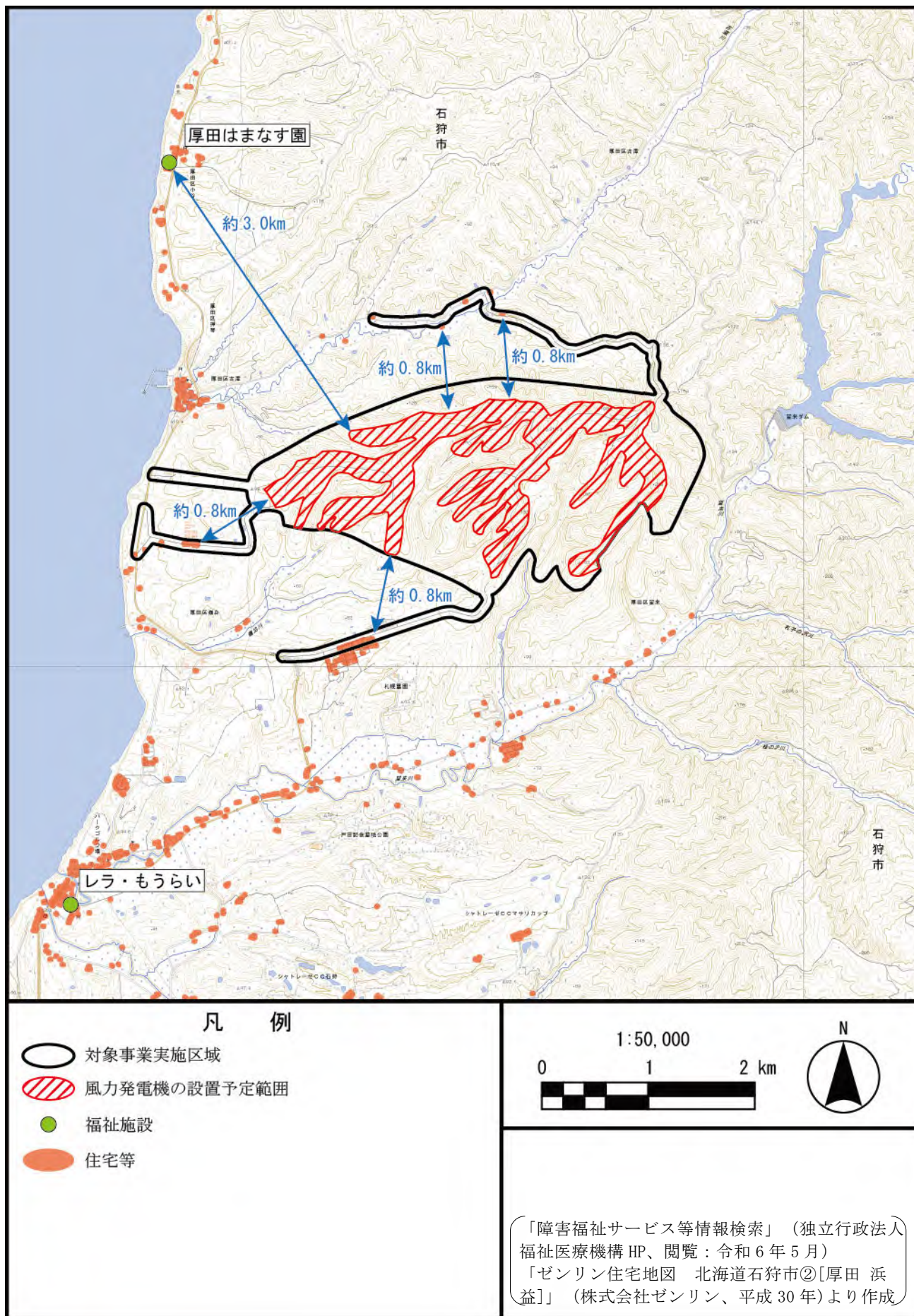


図 3.2-9 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

